

令和6年6月14日

質疑書に対する回答

高知県知事

令和6年6月3日付けで公告した「国道493号（北川道路・柏木2号橋上部工）道路改築工事（道改国（債）第2-2-1号）」に係る質疑について、下記のとおり回答します。

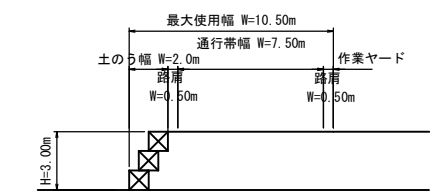
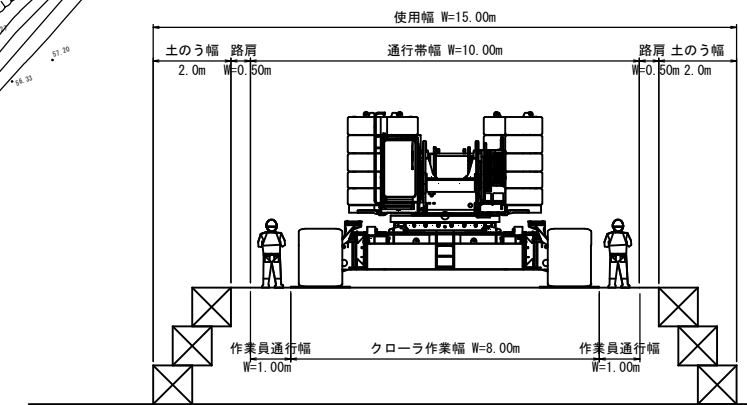
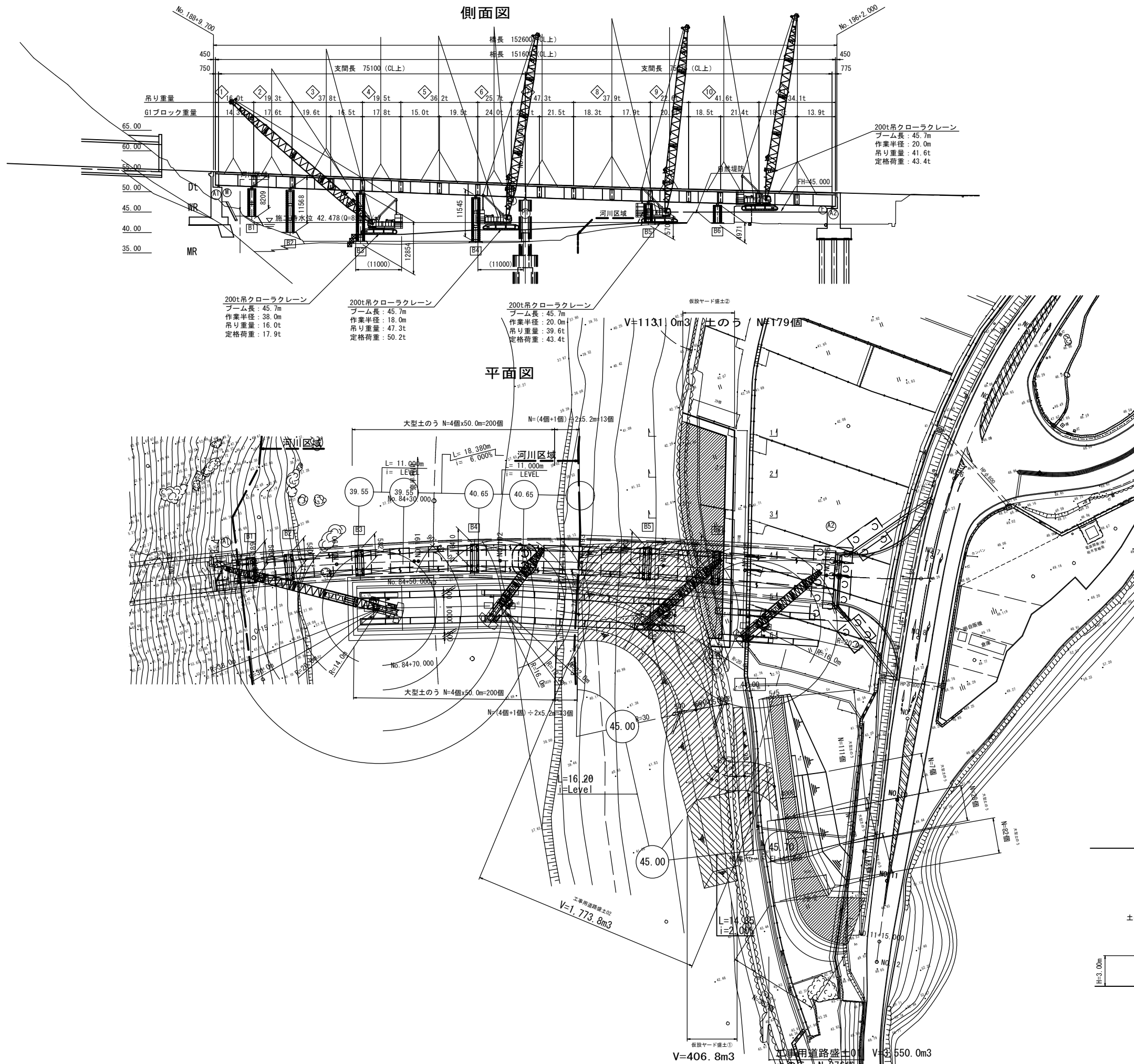
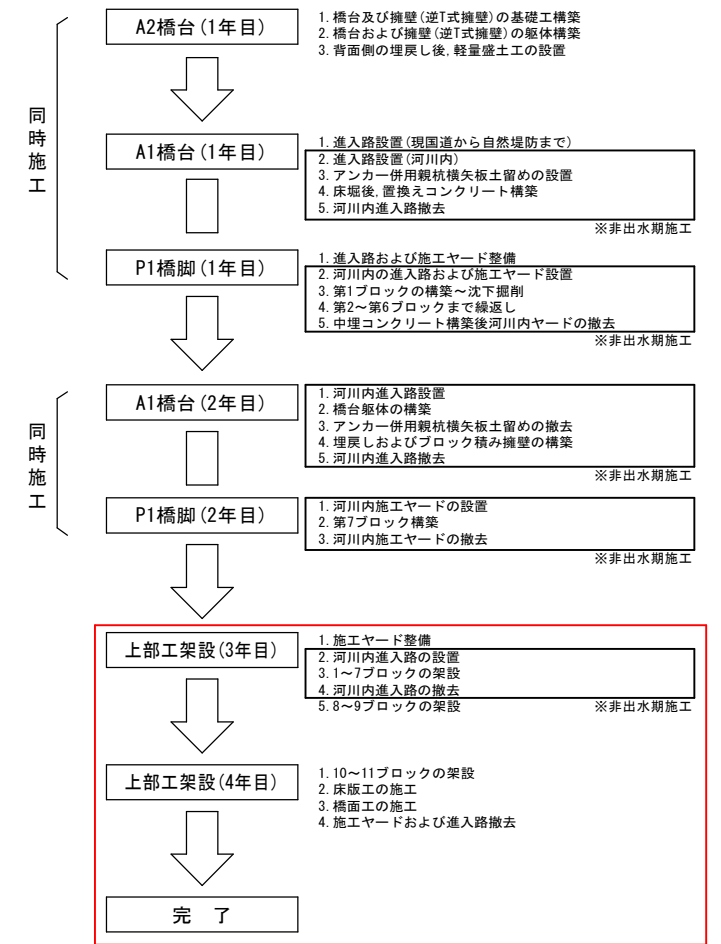
記

NO	質 疑	回 答	回答日
1	(図面(連携用その2)図面番号91/106)「架設計画図(参考図)」について 図面右上「施工概要」の「上部工架設(3年目)」の「5. 10~11ブロックの架設」は非出水期施工が終わった後に架設し、「上部工架設(4年目)」の「1. 8~9ブロックの架設」とあります。しかし、10~11ブロックの区間はベントが1基のため、架設できません。架設順序は、8~9ブロックが先でその次に10~11ブロックの架設ではないでしょうか。	別添のとおり、図面番号91/106「架設計画図(参考図)」を修正しましたので、ご確認ください。	6月14日
2	(特記仕様書P.11~13、個別公告P.7、様式-9)「ICT技術」について 「特記仕様書P.11~P.13」の高知県土木部発注工事におけるICT活用工事(構造物工(橋梁上部))「施工者希望型」特記仕様書に記載されている内容と、「個別公告P.7」及び「様式-9」施工上の課題に関する所見 評価項目③のICT技術に関する提案が重複した場合、提案内容は評価対象ないし評価対象外どちらになりますでしょうか。	特記仕様書の中に記載されている各種法令・基準・要領等にて規定されている内容を提案された場合、評価対象とはなりません。	6月14日
3	(個別公告P.7、図面(連携用その2)図面番号91/106)「非出水期中の上部工架設の施工範囲」について 施工上の課題に関する所見 評価項目③の「非出水期中の上部工架設」には、合成床版架設や工事用道路工も含まれておりますでしょうか。	含みます。	6月14日

4	<p>(図面(連携用その1)図面番号 2/106、図面(連携用その2)図面番号 91/106) 「橋脚の番号」について 橋梁一般図と架設計画図ではA 1 橋脚とA 2 橋脚が逆に記されています。 どちらを正と考えればよろしいでしょうか。</p>	<p>図面番号 2/106 を正としてください。別添のとおり、図面番号 91/106 「架設計画図(参考図)」を修正しましたので、ご確認ください。</p>	6月14日
---	--	---	-------

架設計画図(参考図) S:1:500

施工概要



高知県			
工事種別	道改修(償)第2-2-1号 国道493号(北川道路・柏木2号橋上部工)道路改良工事		
図面名称	架設計画図(参考図)	縮尺	図示
路線河川名	一般国道493号 北川道路		
工事箇所	高知県安芸郡北川村柏木		
設計種別	実施図	図番号	91
事務所名	高知県安芸土木事務所	図番号	106
会社名			